

第109号議案

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年足立区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに足立区個人情報保護条例（平成5年足立区条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）及び足立区特定個人情報保護条例（平成27年足立区条例第43号。以下「特定個人情報保護条例」という。）」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改め、「個人情報保護制度」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報保護制度」を加える。

第2条第1項第2号を次のように改める。

（2） 法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、
個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項

第2条第1項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「及び個人情報保護制度」を「、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度」に改め、「実施機関に」を削り、同条に次の3項を加える。

3 区長は、情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する事項について、審議会に報告することができる。

4 審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、区長に対し意見を述べることができる。

5 審議会は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）の定めるところにより区が行うべき事項について審査及び点検を行う。

第6条中「実施機関」の次に「（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。